

## 箱根町景観条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、箱根町景観条例（平成 21 年箱根町条例第 1 号。以下「条例」という。）及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画提案団体の認定等)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項に規定する景観計画提案団体の認定（以下「認定」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものについて行うものとする。

- (1) 提案区域内の町民及び事業者の自発的参加機会が保障されていること。
- (2) 団体の構成員に重要な意思決定に参画する権利が保障されていること。
- (3) 定款、規約又はこれらに準ずるものを有し、かつ、代表者の定めがあること。
- (4) 団体の構成員が 10 人以上であること。

2 認定を受けようとする団体は、景観計画提案団体認定申請書に次に掲げる図書を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 提案区域内の町民及び事業者の参加方策を記載した図書
- (2) 構成員の意思決定への参加方策を記載した図書
- (3) 定款、規約又はこれらに準ずる図書
- (4) 役員名簿及び構成員名簿
- (5) 活動実績及び活動計画を記載した図書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定し、景観計画提案団体認定通知書又は景観計画提案団体不認定通知書により当該申請を行った団体に通知するものとする。

4 認定の有効期間は、当該認定を行った日から 5 年とする。

5 景観計画提案団体は、認定の更新を受けようとするときは、前項の有効期間満了の日の 1 月前までに景観計画提案団体認定更新申請書に第 2 項各号に掲げる図書を添付し、町長に提出しなければならない

い。ただし、町長が特に認めるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

6 景観計画提案団体は、第2項若しくは第5項の申請書又は第2項各号に掲げる図書の内容に変更が生じたときは、速やかに景観計画提案団体変更届出書を町長に提出しなければならない。

7 町長は、景観計画提案団体が第1項各号に定める要件を欠くに至ったと認めるとき、その他景観計画提案団体として適当でないとき認めるときは、認定を取り消すことができる。

8 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、景観計画提案団体認定取消通知書により当該団体に通知するものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第3条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第1項の届出書は、景観計画区域内行為届出書によるものとする。

(景観計画区域内における行為の変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内行為変更届出書に、省令第1条第2項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、同項に規定する図書の添付を省略することができる。

(届出内容等の公表)

第5条 条例第13条に規定する規則で定めるところによる公表は、次に掲げる方法で行うものとする。

(1) 町役場において公衆の縦覧に供する方法

(2) 町行政ホームページに掲載する方法

(3) その他町長が適当と認める方法

(勧告書)

第6条 町長は、第3条及び第4条に規定する届出の行為に関し、制限に適合しないと認めるときは、法第16条第3項の規定により、景観計画区域内行為勧告書により、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告するものとする。

(変更命令書等)

第7条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、景観計画区域内行為変更命令書によるものとする。

2 前項の措置を命じられた者は、法第17条第7項の規定により、当該措置の内容について、景観計画区域内行為変更届出書により、町長に届け出なければならない。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第8条 法第16条第5項に規定する通知及びその変更は、景観計画区域内行為(変更)通知書によるものとする。

2 法第16条第6項に規定する協議は、景観計画区域内行為協議書によるものとする。

(変更命令等を行うことができる期間の延長の通知)

第9条 法第17条第4項に規定する通知は、期間延長通知書によるものとする。

(公表事項等)

第10条 条例第16条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 届出に係る行為並びに位置及び区域

(3) 違反の事実

2 条例第16条第1項に規定する公表は、町広報紙、町行政ホームページへの掲載等、町長が適当と認める方法により行うものとする。

(公表通知書)

第11条 町長は、条例第16条第1項の規定により公表をしようとするときは、公表通知書により当該公表に係る者に通知するものとする。

(適合通知)

第12条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出のあった行為が、法第8条第2項第3号の規定による景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内行為制限適合通知書により通知するものとする。

2 法第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、前項の通知を受けた者は、同条第 2 項の規定により、前項の通知を受けた日から当該届出に係る行為に着手することができる。

(行為の着手届)

第 13 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為を着手しようとするときは、あらかじめ、対象行為着手届出書を町長に提出しなければならない。

(完了届等)

第 14 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出をした者は、当該行為を完了したとき、又は中止したときは、速やかに対象行為完了(中止)届出書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の完了届出書の提出があったときは、速やかに景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているかどうか検査し、適合していると認めるときは、対象行為完了検査適合通知書により通知するものとする。

(既存建築物の適用除外)

第 15 条 景観計画における行為の制限の適用の際に、現に存する建築物又は現に新築、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替の工事にすでに着手した建築物で、当該制限に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物に対し、当該制限は適用しない。

2 前項の規定による建築物のうち、建築物の高さの最高限度に適合しないものは、不適格部分を増加させない範囲で建替えを認めるものとする。

(身分を示す証明書)

第 16 条 法第 17 条第 8 項及び法第 23 条第 3 項の証明書は、立入調査等身分証明書によるものとする。

(景観重要建造物の指定の提案)

第 17 条 省令第 7 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の提案書は、景観重要建造物指定提案書によるものとする。

2 省令第7条第1項第3号に掲げる書類は、景観重要建造物指定提案（合意・同意）書によるものとし、次に掲げる図書を添えるものとする。

(1) 提案する建造物と一体となって良好な景観を形成している土地の地籍図

(2) 提案する建造物及び建築物が存する土地の所有者の一覧表

(3) 提案する建造物及び建築物が存する土地の登記事項証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書（景観重要建造物として指定しない場合にとるべき措置）

第18条 法第20条第3項に規定する通知は、景観重要建築物指定外通知書によるものとする。

（景観重要建造物の指定の通知等）

第19条 法第21条第1項に規定する通知は、景観重要建造物指定通知書によるものとする。

2 省令第8条第1項第6号に掲げる事項の通知は、法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲を示す縮尺2500分の1以上の図面を前項の通知書に添付し、通知するものとする。

3 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物標識によるものとする。

（景観重要建造物の現状変更の許可の申請等）

第20条 法第22条第1項に規定する許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書正副2通に、省令第9条第2項各号に掲げる図書を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出された場合において、現状変更の許可をするときは、景観重要建造物現状変更許可書に前項の申請書の副本を添付し、交付するものとする。

3 町長は、法第 22 条第 2 項に規定する現状変更の許可をしない場合は、景観重要建造物現状変更不許可通知書により、申請者に通知するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の協議)

第 21 条 法第 22 条第 4 項後段に規定する協議は、景観重要建造物現状変更協議書に省令第 9 条第 2 項各号に掲げる図書を添付し、行うものとする。

(景観重要建造物の原状回復等命令)

第 22 条 法第 23 条第 1 項の規定による命令は、景観重要建造物現状回復等命令書によるものとする。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告)

第 23 条 法第 26 条の規定による命令は、景観重要建造物管理改善命令書によるものとする。

2 法第 26 条に規定する勧告は、景観重要建造物管理改善勧告書によるものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第 24 条 法第 27 条第 3 項において準用する法第 21 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書によるものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第 25 条 省令第 12 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の提案書は、景観重要樹木指定提案書によるものとする。

2 省令第 12 条第 1 項第 3 号に規定する書類は、景観重要樹木指定提案(合意・同意)書によるものとし、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 提案する樹木が存在する土地の地籍図

(2) 提案する樹木が存在する土地の所有者の一覧表

(3) 提案する樹木が存在する土地の登記事項証明書

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

(景観重要樹木として指定しない場合にとるべき措置)

第 26 条 法第 29 条第 3 項に規定する通知は、景観重要樹木指定外通知書によるものとする。

(景観重要樹木の指定の通知等)

第 27 条 法第 30 条第 1 項に規定する通知は、景観重要樹木指定通知書によるものとする。

2 法第 30 条第 2 項の標識は、景観重要樹木標識によるものとする。

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第 28 条 法第 31 条第 1 項に規定する許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書正副 2 通に、省令第 14 条第 2 項各号に掲げる図書を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出された場合において、許可をするときは、景観重要樹木現状変更許可書に前項の申請書の副本を添付し、交付するものとする。

3 町長は、法第 31 条第 2 項において準用する法第 22 条第 2 項の規定により現状変更の許可をしない場合は、景観重要樹木現状変更不許可通知書により、申請者に通知するものとする。

(景観重要樹木の現状変更の協議)

第 29 条 法第 31 条第 2 項において準用する法第 22 条第 4 項に規定する協議は、景観重要樹木現状変更協議書に省令第 14 条第 2 項各号に掲げる図書を添付し、行うものとする。

(景観重要樹木の原状回復等命令)

第 30 条 法第 32 条の規定により行う原状回復等命令は、景観重要樹木現状回復等命令書によるものとする。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第 31 条 法第 34 条の規定による命令は、景観重要樹木管理改善命令書によるものとする。

2 法第 34 条に規定する勧告は、景観重要樹木管理改善勧告書によるものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第 32 条 法第 35 条第 3 項において準用する法第 30 条第 1 項に規定する通知は、景観重要樹木指定解除通知書によるものとする。

(所有者の変更の届出)

第 33 条 法第 43 条の規定による届出は、景観重要建造物・樹木所有者変更届出書によるものとする。

2 前項の届出書のうち、景観重要建造物に係る届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 所有者の変更に係る土地又は建物の登記事項証明書

(2) 土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

3 第 1 項の届出書のうち、景観重要樹木に係る届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 所有者の変更に係る土地の登記事項証明書

(2) 土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

(景観協定の認可の申請)

第 34 条 法第 81 条第 4 項に規定する景観協定の認可の申請は、景観協定認可申請書によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 景観協定の協定書

(2) 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)を表示する図面

(3) 法第 81 条第 1 項に規定する土地所有者等(以下「土地所有者等」という。)の全員の景観協定に関する合意を証する書類

(4) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、その有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書  
(景観協定の変更)



第 35 条 法第 84 条第 1 項に規定する景観協定の変更の認可の申請は、景観協定変更認可申請書によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 変更後の景観協定の協定書

(2) 景観協定区域を表示する図面（景観協定区域を変更する場合に限る。）

(3) 土地所有者等の全員の景観協定の変更に関する合意を証する書類

(4) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、その有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書（景観協定の廃止）

第 36 条 法第 88 条第 1 項に規定する景観協定の廃止の認可の申請は、景観協定廃止認可申請書によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 土地所有者等の過半数の景観協定の廃止に関する合意を証する書類

(2) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、その有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書（景観協定の認可の決定）

第 37 条 町長は、第 34 条第 1 項に規定する申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、景観協定認可決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、第 35 条第 1 項の変更の認可について準用する。

3 町長は、第 36 条第 1 項に規定する申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、景観協定廃止認可決定通知書により申請者に通知するものとする。  
(景観整備機構の指定の申請等)

第 38 条 法第 92 条第 1 項に規定する景観整備機構の指定の申請は、景観整備機構指定申請書によるものとする。

2 町長は、法第 92 条第 1 項に規定する景観整備機構の指定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、景観整備機構指定決定等通知書により申請者に通知するものとする。  
(景観整備機構の変更の届出)

第 39 条 法第 92 条第 3 項の規定による変更の届出は、景観整備機構変更届出書によるものとする。  
(景観整備機構の指定の取消し)

第 40 条 法第 95 条第 3 項の規定による景観整備機構の指定の取消しは、景観整備機構指定取消通知書によるものとする。  
(眺望点の指定要件)

第 41 条 条例第 25 条第 1 項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 遠景を対象とした眺望が利く場所であること。

(2) 良好な眺望が長期にわたり維持されている場所又は新たに創造された場所においては、今後、その維持の継続が見込まれること。

(3) 誰もが容易に立ち入ることができる場所であること。

(表彰)

第 42 条 条例第 27 条第 1 項に規定する表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 主体的に景観の形成及び保全に寄与する活動等を行っているもの

(2) 景観の形成及び保全に貢献している建築物の所有者等

2 表彰の時期、形式、発表方法等必要な事項は、別に定めるものとする。

(助成)

第 43 条 条例第 28 条に規定する助成は、予算の範囲内において、別

に定めるところにより行うものとする。

(様式)

第 44 条 この規則の規定により使用する様式は、別表に定めるところによる。

(実施細目)

第 45 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

## 別表（第 44 条関係）

別 記 様 式	様式 の 名 称	関 係 条 文
第 1 号 様 式	景観計画提案団体認定申請書	第 2 条
第 2 号 様 式	景観計画提案団体認定通知書	第 2 条
第 3 号 様 式	景観計画提案団体不認定通知書	第 2 条
第 4 号 様 式	景観計画提案団体認定更新申請書	第 2 条
第 5 号 様 式	景観計画提案団体変更届出書	第 2 条
第 6 号 様 式	景観計画提案団体認定取消通知書	第 2 条
第 7 号 様 式	景観計画区域内行為届出書	第 3 条
第 8 号 様 式	景観計画区域内行為変更届出書	第 4 条
第 9 号 様 式	景観計画区域内行為勧告書	第 6 条
第 10 号 様 式	景観計画区域内行為変更命令書	第 7 条
第 11 号 様 式	景観計画区域内行為（変更）通知書	第 8 条
第 12 号 様 式	景観計画区域内行為協議書	第 8 条
第 13 号 様 式	期間延長通知書	第 9 条
第 14 号 様 式	公表通知書	第 11 条
第 15 号 様 式	景観計画区域内行為制限適合通知書	第 12 条
第 16 号 様 式	対象行為着手届出書	第 13 条
第 17 号 様 式	対象行為完了（中止）届出書	第 14 条
第 18 号 様 式	対象行為完了検査適合通知書	第 14 条
第 19 号 様 式	立入調査等身分証明書	第 16 条
第 20 号 様 式	景観重要建造物指定提案書	第 17 条
第 21 号 様 式	景観重要建造物指定提案（合意・同意）書	第 17 条
第 22 号 様 式	景観重要建造物指定外通知書	第 18 条
第 23 号 様 式	景観重要建造物指定通知書	第 19 条
第 24 号 様 式	景観重要建造物標識	第 19 条
第 25 号 様 式	景観重要建造物現状変更許可申請書	第 20 条
第 26 号 様 式	景観重要建造物現状変更許可書	第 20 条
第 27 号 様 式	景観重要建造物現状変更不許可通知書	第 20 条
第 28 号 様 式	景観重要建造物現状変更協議書	第 21 条
第 29 号 様 式	景観重要建造物現状回復等命令書	第 22 条

第 30 号 様式	景観重要建造物管理改善命令書	第 23 条
第 31 号 様式	景観重要建造物管理改善勸告書	第 23 条
第 32 号 様式	景観重要建造物指定解除通知書	第 24 条
第 33 号 様式	景観重要樹木指定提案書	第 25 条
第 34 号 様式	景観重要樹木指定提案（合意・同意）書	第 25 条
第 35 号 様式	景観重要樹木指定外通知書	第 26 条
第 36 号 様式	景観重要樹木指定通知書	第 27 条
第 37 号 様式	景観重要樹木標識	第 27 条
第 38 号 様式	景観重要樹木現状変更許可申請書	第 28 条
第 39 号 様式	景観重要樹木現状変更許可書	第 28 条
第 40 号 様式	景観重要樹木現状変更不許可通知書	第 28 条
第 41 号 様式	景観重要樹木現状変更協議書	第 29 条
第 42 号 様式	景観重要樹木現状回復等命令書	第 30 条
第 43 号 様式	景観重要樹木管理改善命令書	第 31 条
第 44 号 様式	景観重要樹木管理改善勸告書	第 31 条
第 45 号 様式	景観重要樹木指定解除通知書	第 32 条
第 46 号 様式	景観重要建造物・樹木所有者変更届出書	第 33 条
第 47 号 様式	景観協定認可申請書	第 34 条
第 48 号 様式	景観協定変更認可申請書	第 35 条
第 49 号 様式	景観協定廃止認可申請書	第 36 条
第 50 号 様式	景観協定認可決定通知書	第 37 条
第 51 号 様式	景観協定廃止認可決定通知書	第 37 条
第 52 号 様式	景観整備機構指定申請書	第 38 条
第 53 号 様式	景観整備機構指定決定等通知書	第 38 条
第 54 号 様式	景観整備機構変更届出書	第 39 条
第 55 号 様式	景観整備機構指定取消通知書	第 40 条